

町名地番変更にもなう

住所変更の手続きの手引き

寺崎特定土地区画整理事業の換地処分公告翌日より あなたの住所が変わります。

みなさんがお住まいの地域では、寺崎特定土地区画整理事業によって平成11年から計画的に市街地整備が行われてきました。これにともない、この度、新しい町として、町名変更および土地の地番を整理することとなりました。

この冊子は、寺崎特定土地区画整理事業換地処分公告翌日から変更となる対象区域の住所がどのような表し方になるのか、また住所が変わることによっておこる代表的な手続きをまとめたもので、今回の町名地番変更に係る手引きとして活用していただきたいと思います。



カムロちゃん

佐倉・城下町400年記念
イメージキャラクター



佐倉市役所 自治人権推進課

電話 043-484-6128(直通)

町名地番変更後の住所変更手続きについて

◆次の公簿等については、市役所、法務局(登記所)が職権で書き換えますので、手続きの必要はありません。

公 簿 等	変 更 欄	説 明
◎住民基本台帳 ◎印鑑登録原票 ◎選挙人名簿 ◎国民健康保険資格台帳 ◎介護保険被保険者台帳 等	住 所 欄	市役所が新しい住所に変更します。
◎戸籍簿 ◎戸籍簿の附票	本 籍 欄 附票の住所欄	一部の方を除き、市役所が新しい本籍・住所に変更します。 (注) 新地番が複数にまたがる場合は、ご本人からの申出が必要となりますので、別途ご案内します。
◎土地登記簿 ◎建物登記簿	表 題 部 の 所 在 欄	法務局が、新しい町名地番に書き替えます。 (注) ただし、登記名義人などの住所については、ご本人からの申請があるまで変わりません。 (5ページと7ページをご参照下さい。)

◆次の保険証等は、新しい住所に変更したものを市役所からお送りしますので、手続きの必要はありません。

対象となる保険証等	担 当 課	説 明
◎国民健康保険被保険者証 ◎国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ◎後期高齢者医療被保険者証 ◎後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ◎後期高齢者医療特定疾病療養受療証	市役所健康保険課 ・ 国民健康保険 043-484-6125 ・ 後期高齢者医療 043-484-6136	該当世帯に新住所の各証を送付します。
◎介護保険被保険者証 ◎介護保険負担限度額認定証	市役所高齢者福祉課 043-484-6187	該当される方に新住所の各証を送付します。

◆次の表(5～6ページ)は、みなさんがご自分で手続きをおこなう主なものです。
該当するものをご確認の上、変更の手続きをお願いいたします。

注意

- ① 表中「市発行の住所変更証明書」の個人の場合と「市発行の本籍修正証明書」は、市民課または各出張所で発行します。法人の場合は、自治人権推進課で発行します。
- ② 住所変更の届出や証明書発行は、町名地番変更の実施日以降に可能となります。

各手続きは 実際に住所が変更した後 に行ってください。
(換地処分公告の翌日以降)

法務局関係

	(こういうことは) 手続き事項	(だれが) 手続きする方	(どこへ) 申請又は届出先	(なにを持って) 提出書類	(いつまでに) 提出期限	(なぜ) 申請等が必要な理由
不動産登記簿	土地・建物(不動産)の所有者として、登記簿に登録している方の住所変更登記(表示変更登記)	土地・建物の所有者	土地・建物の所在地を管轄する法務局 (市内にある不動産の場合は、 千葉地方法務局 佐倉支局 が管轄となります。 佐倉市表町1-20-11 TEL 043-484-1222)	・登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑(認印で可)	期限はありませんので、必要なときに申請してください。(売る時など)	(注) 町名地番変更の実施時点での変更登記は必須ではありません。 ただし、将来、法務局への不動産登記法上の手続き(相続・売買など)の際には変更が必要となります。 なお、その際にも市発行の住所変更証明書などが必要になります。
不動産に係る権利	抵当権・地上権・賃借権などの権利者として、他の人が所有する土地・建物登記簿に登録している方の住所変更登記(表示変更登記)	抵当権・地上権・賃借権などの権利者			期限はありませんので、必要なときに申請してください。	
法人登記簿	法務局に登録してある会社などの法人の本店・支店、及び代表者等の住所変更登記	法人の代表者など	本店・支店の所在地を管轄する法務局 (市内にある法人の場合は、 千葉地方法務局(本局) が管轄となります。 千葉市中央区 中央港1-11-3 TEL 043-302-1315)	・登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑(法務局で登録した印)	<法定期間内> ※本店が所在する法務局への届けは2週間以内 ※本店の登記完了後、謄本を添付して支店が所在する法務局への届けは、3週間以内(ただし、代表者等の住所変更は本店の所在地を管轄する法務局への手続きのみ)	会社法の規定により、必要となります。

自動車関係

	(こういうことは) 手続き事項	(だれが) 手続きする方	(どこへ) 申請又は届出先	(なにを持って) 提出書類	(いつまでに) 提出期限	(なぜ) 申請等が必要な理由
運転免許証	自動車運転免許証の住所または本籍の変更	自動車運転免許証をお持ちの方	県内の警察署 または 千葉県運転免許センター(平日のみ)	・運転免許証 ・市発行の住所変更証明書 ・市発行の本籍修正証明書 (変更区域に本籍がある場合のみ)	すみやかに	道路交通法の規定により、必要となります。
車検証	自動車検査証(車検証)等の住所変更	自動車・自動二輪・軽二輪をお持ちの方	千葉運輸支局	・市発行の住所変更証明書 ・検査証 ・印鑑(認印)	すみやかに	道路運送車両法の規定により、必要となります。
	軽自動車検査証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 千葉事務所	・市発行の住所変更証明書 ・検査証 ・印鑑(認印)	すみやかに	新しい軽自動車検査証と交換するため。

年金受給者

	(こういうことは) 手続き事項	(だれが) 手続きする方	(どこへ) 申請又は届出先	(なにを持って) 提出書類	(いつまでに) 提出期限	(なぜ) 申請等が必要な理由
国民年金・厚生年金	国民年金・厚生年金受給権者の住所変更	受給権者 (現在受給している方のほか、受給の請求をしている方も含みます。)	市役所市民課または各出張所に備えてある所定の住所変更届のハガキで年金事務所へ届出	・ハガキを郵送	すみやかに	年金受給者の把握ができないため、本人からの手続きが必要。
共済年金	共済年金受給権者の住所変更		各共済組合へ所定の手続きをすみやかにお願いします。			
その他年金	上記以外の年金及び企業年金受給権者の住所変更		各管掌(管轄)機関へ所定の手続きをすみやかにお願いします。			

各手続きは 実際に住所が変更した後 に行ってください。
(換地処分公告の翌日以降)

住民基本台帳カード・福祉手帳など					
(こういうことは) 手続き事項	(だれが) 手続きする方	(どこへ) 申請又は届出先	(なにを持って) 提出書類	(いつまでに) 提出期限	(なぜ) 申請等が必要な理由
住民基本台帳カードBタイプ (住所、生年月日、性別、顔 写真入り)の住所欄の変更 ※住民基本台帳カードAタイプ (顔写真なし)には住所欄がない ため、この手続きはありません。	住民基本台帳カード Bタイプ をお持ちの方	市役所市民課 または各出張所	・住民基本台帳カード	すみやかに	お手持ちのカード の裏面に新住所を 記載するため。
住民基本台帳カードに記 録された公的個人認証サ ービス用の電子証明書 の再発行(手数料無料)	公的個人認証サー ビス用の電子証明 書が記録された住 民基本台帳カード をお持ちの方	市役所市民課	・住民基本台帳カード ・運転免許証やパスポ ート等の写真付きの公的な 身分証明書(住基カードに 写真がない場合のみ)	すみやかに (実施日以降、電子証 明書は無効となっ ておりますので、機能 使用前に手続きをす る必要があります。)	再発行のためには カードの機械処理 が必要となるため。
身体障害者手帳・療育手 帳・精神障害者保健福祉 手帳、特別児童扶養手当 及び各種受給者証の住所 変更	左記手帳、受給 者証等をお持ち の方	市役所障害福祉課	・手帳、手当証書又は 受給者証等 ・印鑑(認印)	すみやかに	お手持ちの手帳及 び受給者証等の住 所欄に新住所を記 載するため。

その他					
(こういうことは) 手続き事項	(だれが) 手続きする方	(どこへ) 申請又は届出先	(なにを持って) 提出書類	(いつまでに) 提出期限	(なぜ) 申請等が必要な理由
資格(免許)類で 法令により住所変更の 届出を要するもの	取得者本人	各管掌(管轄)機関へ所定の手続きをすみやかにお願いします。 (例) 食品営業許可証 →印旛保健所へすみやかに届出してください。 提出書類：営業許可証、住所変更証明書、認印(法人の場合は法務局へ届出した印)			
取引金融機関の 預金名義人の住所変更	預金名義人	各金融機関へお尋ねください。			
生命保険等の 契約者の住所変更	契約者	各契約会社へお尋ねください。			
勤務先にすみやかに住所変更を届け出てください。 ※健康保険被保険者・年金被保険者は、会社を通じて年金事務所や共済組合へ届出することとなります。					
佐倉市立の幼稚園・保育園・小学校・中学校を除き、私立及び国や県など公立の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・大学等への住所変更の届出は、ご本人または保護者の方がすみやかに行うようお願いします。					

- ◎ 市役所へ持参して住所変更を行うもの、ハガキで連絡するものについては住所変更証明書は不要ですが、その他のものについては住所変更証明書を持参してください。なお、自動車運転免許証の本籍の変更も該当する方は、「本籍修正証明書」も持参してください。
- ◎ 法人の住所変更、資格(免許)類は、法定の届出期間があることから、その期間内に住所変更の手続きをしてください。
- ◎ 現在、年金を受給している方(受給の手続きをしている方を含む)は、すみやかに住居変更手続きを行ってください。
- ◎ 郵便物については、住所が変わってから約1年間、旧住所で差し出された郵便物でも届きますが、その後は発信人に返送されてしまいます。相手方からの領収書や通知書が自宅に届くようになっていものは、この約1年間に住所変更の手続きをお願いいたします。

【問い合わせ先】

佐倉市役所自治人権推進課相談管理班
電話 484-6128(直通)

不動産(土地・建物)を所有されている方へ

町名地番変更にともない、法務局(登記所)の不動産登記簿(土地及び建物)の表題部などについては、職権で法務局が書き換えます。ただし、所有者の住所欄については本人の申請があるまで変更されません。

町名地番変更の区域内にお住まいの方で、土地や建物を所有している方は、申請用紙に必要な事項をご記入の上、法務局へ所有権登記名義人住所変更の登記申請をおこなってください。

なお、この変更登記には期限はありませんので、町名地番変更にとまなう住所の変更日以降、必要な時(売買・抵当権設定など)までに手続きを行ってください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。(詳しくは各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

＜登記申請書の記載例＞ 不動産(土地・建物)所有者等の住所変更登記

＜該当する場合のみご記入ください。＞

転居等で証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載し、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成〇年〇月〇日住所移転
平成〇年〇月〇日町名地番変更

住所変更通知書(もしくは証明書)に記載された「変更日」を記入してください。
(=換地処分公告の日)

変更後の事項 共有者 法務太郎と法務花子の
住所 佐倉市 寺崎北〇丁目 12番地34

申請人 住所 佐倉市 寺崎北〇丁目 12番地34

共有の場合は、
同時申請が可能です。

氏名 法務 太郎
連絡先の電話番号 000-000-0000
佐倉市 寺崎北〇丁目 〇番地〇
法務 花子

新住所を記入。

認印で可
(共有の場合は個別の印が必要です。)

添付書類 登記原因証明情報

住所変更証明書
を添付します。

平成〇年〇月〇日申請 千葉地方 法務局 佐倉支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

提出先の法務局名
※ 佐倉市内の不動産の場合は、
千葉地方法務局佐倉支局
となります。

不動産の表示

(土 地)

所在地 在 佐倉市 寺崎北〇丁目
番 12 番 34
地 目 宅 地
積 234.56 平方メートル

(建 物)

所 在 佐倉市 寺崎北〇丁目 12 番地 34
家 屋 番 号 12 番 34
種 類 居 宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 160.61 平方メートル
2階 120.21 平方メートル

変更後の登記簿の内容を
正確にご記入ください。

※所有者が同じ場合は、
複数の不動産を同時
に申請が可能です。

ご注意ください

区画整理事業区域の土地・建物については、換地処分後の約2ヶ月ほどの期間は、一般の登記が停止されます。

よって、区画整理区域内の不動産については、この登記停止期間の後に登記申請を行ってください。

◆登記申請書は、パンフレットに同封しましたので、そちらをご利用ください。
なお、不足する場合は用紙をコピーしてご使用いただいても結構です。
(同様の書式を、ご自分でパソコンなどで作成しても結構です。)